

稲美町教育委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月25日(木) 開会 15時00分
閉会 16時48分
- 2 開催場所 稲美町役場305会議室

3 会議に付した事項

日程第1 諸報告

- (1) 行事・経過報告について
- (2) 1月・2月の行事予定について

日程第2 報告

- 報告第21号 専決処分したものに承認を求めることについて
専決第21号 専決処分書(稲美町学校給食協議会委員の委嘱について)
- 報告第22号 専決処分したものに承認を求めることについて
専決第22号 専決処分書(令和5年度1月補正予算に係る意見について)

日程第3 協議

- (1) 令和6年度稲美町教育予算に係る意見について
- (2) 稲美町立中学校部活動の地域連携及び地域展開に係る地域指導者配置要綱の制定について
- (3) 令和5年度第2回「困りごとについてのアンケート」集計結果について
- (4) 令和6年度稲美町立小学校・中学校の就学通知者について
- (5) 令和5年度稲美町立幼稚園・小学校・中学校の卒業(修了)者について

日程第4 その他

- (1) 12月分問題行動件数について
- (2) 令和5年度稲美町少年善行賞の受賞について

4 出席委員

教 育 長	北 谷 錦 也
委 員	後 藤 哲 夫
委 員	本 多 澄 子
委 員	高 田 道 夫
委 員	松 田 緑

5 出席職員

教育政策部長	沼 田 弘
学校教育担当課長	野 邊 久 美
管理担当課長	前 田 浩 二
人権教育課長	瀧 口 泰 広
生涯学習課長	赤 松 嘉 彦
文化の森課長	中 嶋 聖 仁

6 開 会

教育長

委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中ご出席をたまわり、誠にありがとうございます。

本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により定足数に達しております。よって、会議が成立していますので、ここに開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております。

会議の傍聴についてですが、傍聴される方はいらっしゃいません。

次は、議事録の承認です。12月の定例会議事録をお手元に配付いたしておりますが、これを承認いただけますか。

各委員

異議なし。

教育長

「異議なし」の声をいただきましたので、議事録は承認されました。

次は議事録署名委員の指名であります。議事録署名委員は、稲美町教育委員会会議規則第16条第2項の規定により、教育長から指名いたします。本日は後藤哲夫委員にお願いします。

続きまして、私から、日程第1、諸報告ですが、別紙資料の通りです。

続きまして、各課より報告をお願いします。

教育課 (報告内容省略)

人権教育課 (報告内容省略)

生涯学習課 (報告内容省略)

文化の森課 (報告内容省略)

教育長

各課の報告について、何かご意見があればお願いします。

後藤委員

3 ページの稲美町学校給食審議会が行われるということで、いろいろ報道等で見ると、この物価高で、学校給食の内容も質とか量で苦しんだという状況が画面に出てくるんですが、稲美町ではそんな傾向、問題は出てきていませんか。

前田課長

稲美町につきましても、物価の影響というのは、多大に受けておまして、稲美町で平成 26 年に中学校給食が始まってから、小学校は 257 円、中学校は 290 円ということで、給食費を固定しております。物価高の影響を受けまして、令和 4 年度は、予算額では 1000 万円、決算額では 700 数十万円になりますが、町から補助しております。今年度につきましては、年度当初にまず 1000 万円を補助し、12 月補正で厳しいというのが見えてきたので、さらに 384 万円の補正予算を上げまして、トータル 1384 万円の補助を入れました。給食費を値上げすることなく子ども達の給食の質の低下、量の低下等がないように配慮しているところです。

教育長

物価上昇分に関しましては、町の方から支援していただくことで、質を落とさないようにと、町長の思いも非常に強く、このように進めています。

教育長

次は、日程第 2、報告第 21 号 専決処分したものに承認を求めることについて、専決処分書「稲美町学校給食協議会委員の委嘱について」及び報告第 22 号 専決処分したものに承認を求めることについて、専決処分書「令和 5 年度 1 月補正予算に係る意見について」を議題いたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

前田課長 (説明内容省略)

沼田部長 (説明内容省略)

教育長

これらのことについて、何かご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、これより採決に入ります。報告第 21 号及び第 22 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

ご異議なしと認めます。よって、本 2 案は、原案のとおり承認されました。

次は、日程第 3、協議事項(1)「令和 6 年度稲美町教育予算に係る意見について」を事務局から説明願います。

沼田部長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

後藤委員

説明があった別冊の9ページのところの不登校児童生徒支援事業についてですが、民間不登校児童支援施設の利用を導入していくということであるんですが、稲美町でもあるんでしょうか。それとも加古川、明石、神戸の方に行かないと、支援する施設は今のところないんでしょうか。

瀧口課長

稲美町にも1施設ございます。

ただ稲美町の施設は小学生対象の施設で、中学生対象の施設に関しては、今稲美町にはありません。

後藤委員

中学生ぐらいだと、加古川とか明石まで行かないといけないのでしょうか。

瀧口課長

近隣市町か、または最近はオンラインのフリースクールもあるようです。

後藤委員

稲美町では小学校向けに1ヶ所あるということですね。

教育長

フリースクールは、もともとは不登校の支援ではないんですが、近年は、学校に行けない、あるいは登校することに課題がある子ども達が利用されています。稲美町人権教育課のふれあい教室のホームページを見ていただいたら、県の施設にリンクしております。そこで、周りの施設も確認ができるようにしております。

ただ、各ご家庭に経済的な負担がたくさんかかっているということで、何とか支援をできたらということがこの新しい予算案です。

だいたい全国平均で月3万3000円ぐらいフリースクールにかかっているということで、稲美町の上限も3万円ということを考えています。全国平均に合わせて、その2分の1を支援させてもらうという計画です。

本多委員

11ページの町史編さん事業についてですが、このパートタイム、月給2人総務課というこの方たちというのは、資料を整理されたりとか、歴史物に対して何かされるような方ということでしょうか。

赤松課長

今資料館の2階の町史編さん室に配属しております2人のことです。

高田委員

エレベーターの設置というのは、誰もが快適に学校生活を送れるためには、非常に大事なことだと思っておりますが、それによって、生徒たちのエレベーターの使い方が気になります。大抵の子どもであれば、エレベーターを待っているよりも、階段を上った方がいいと思うかと思うんですが、例えばエレベーターの使い過ぎとか、問題点、あるいはその指導方法、あるいはガイドライン、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

野邊課長

現在、天満東小学校等に、エレベーターを設置しております。学校は子ども達に、エレベーターは必要な子が使うということで話をしておりますので、今のところそういういたずらや、楽したいからと、必要ではない子が使うということは起こっておりません。

教育長

最初に稲美北中学校に設置をして、その時に、中学校の方で子ども達と一緒に使い方のルールを決めました。野邊課長から説明がありましたように、必要とする人でそれはもちろん車椅子の方だけではなくて、けがをした場合もあります。そういう場合は担任の先生と相談をしてスイッチを入れて動かすということになっていますので、必要な時に動かすというようにしています。

外部から、例えば参観日とか、お客さんが来られた場合に、例えばご高齢の方でしたら、ちょっと階段が大変、そういう外部からの来校者がある時は使ってもらうようにアナウンスするとともに、フリーにしております。ただその時に、フリーにしても、子ども達が使うということとはなかったです。

必要としている人と、緊急に何か必要なときは、使っていいよということで、大体それがもとになって、そのあと設置された天満東小学校や母里小学校も同じような利用をされています。

教育長

他に、何かご意見はございませんか。

次は、協議事項(2)「稲美町立中学校部活動の地域連携及び地域展開に係る地域指導者配置要綱の制定について」及び(3)「令和5年度第2回「困りごとについてのアンケート」集計結果について」を事務局から説明願います。

前田課長 (説明内容省略)

瀧口課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

高田委員

困りごとのアンケートの方なんですが、たまたま目にしましたのが、18ページの一番上の嫌だなあというようなことをされた子ども達の数、あるいは次のページのその嫌なことを誰かにしたと答えた子、それぞれの提示で、私も毎回そうかこんな数字かと思うんです。

やはり小学校の1年生の時は、そういうのが多い。だんだんと高学年になるにつれて大人になっていくというわけではないですが、そういう嫌なことをされる割合が少なくなる。なるほどという気がしています。したという方も当然、高学年になるにつれて同じように少なくなっていくと、そのことしか目についてなかったんですが、この度、毎回自分自身が同じことしか

思えないと思って、ちょっと違う視点でこの2つの表を眺めてみようと思いました。

このされたことがある数、1年生が63、2年生が43とありますけど、その数を分母として、今度したことがあるという生徒の数を分子としました。例えて言うならば、1年生が、18ページだったら63人です。こちらの19ページだったら33人、割り算すると単純に52%になります。同じようにずっとやっていると、大きな特徴がわかりました。例えば、2年生ですと、43分の15で34%です。それから4年生ですと59分の19で、32%です。2年生と4年生は、3分の1ぐらい。やられたと思う子どもの数と、やったと答えた子どもの数が、それ以外は大体60%から70%の間です。

何が言いたいかというと、2年生と4年生は、自覚してなくてやったという割合が多い。他の学年は、やられたという子どもと、やったという子どもが大体6割ぐらいで、まあまあ一致しているということです。そしたら、このたまたまこの2つの学年は、他の学年に比べて、やった方があまり自覚してないということです。それがどうしたんや当たり前やないかと言われる人もいるかもしれないですし、たまたまかもしれないです。ただ、2年生と4年生と他の4つの学年が、倍ぐらいの違いがあるということで、それで、どんな指導ができるかというのは私自身も思いつかないですが、この2つの学年に対しては、やった方が自覚が少ないということは、はっきりしています。明らかに他の学年に比べて半分ぐらいしか、自分はそういう嫌なことを人にやってなかったということが、わかるのではないかと思います。

中学校の方は計算していませんからわかりませんが、小学校の先生方、各担任の先生方がどの程度、こういうことを自覚しておられるかどうか。表にして終わりということじゃなくて、表の中から何か傾向を見つけて、指導に役立てていただけたらというのが私の話です。

教育長

同じようなことを私も感じていたんですが、19ページに、先ほど報告がありました。理由として、生意気だからというのが非常に増えてきていて気になるんです。

ひょっとしたら子どもの中に序列ができていないか。よく言われるスクールカーストというものです。あいつらにはやったらええんやとか、先ほど高田委員から出たのも同じことで、気づかずにやっているのは、あの子にだったら別に嫌がらせしてもいいんだ、というようなところがあるのかもしれない。

そうなってくると、ただそれが2年生と4年生に出ているのであれば、2年生4年生の仲間づくりはどうだったのか、あるいはお互いを尊重するという人権教育や、人を大切する、命を大切にするという道徳の進め方がどうだったのか、その時の子ども達の状態に応じて、年間の計画もあるだろうけども、子どもの状況に応じて、その計画も変更しながら、子ども達の心を鍛えていくことも必要ですし、行動を変えていくことも必要です。そういう点からこの困りごとアンケートをただ単に誰々さんが困っているから、その声を聞くということだけではなくて、集団をどう変えていくかということにも、活用していただけたらと思うし、そういう視点での分析も、また、担当者や校長会でアドバイスもしていただけたらと思います。皆さんが見て気になるようなところは、その背景に何かがあるはずですから、そこを見てもいいと思います。

本多委員

部活動の地域指導者配置要綱について質問なのですが、これは両中学校すべての部活動に配置するという予定なのですか。

教育長

この地域連携地域展開については実証を重ねていくつかの部、競技を絞って続けています。

最終的には広げるつもりですが、この地域指導者の中に、もちろん先生方の負担軽減というのも目的の1つですので、それも諮りますが、例えば、指導者としてやりたいんだという人も、その人たちを地域指導者としてカウントするのかどうか、国の制度がまだはっきりしていません。

できれば、地域指導者としてスキルを持った方にご協力いただいて、子ども達の活動が充実することを願っていますし、これはもうやってみないとわからない状況です。広げていきたいとは思っております。

後藤委員

困りごとアンケートで、先程の数字上からの問題点が言えるのではないかというお話、子ども達が困りごとアンケートの中で、20 ページだったら中学生がこういう嫌な思いをしている子がいるんじゃないかと思った理由というのが出ています。中学生も小学生も出ているわけですが、特に小学生の方はたくさんあります。23 ページ、思った理由の内容というのは、結構、具体的に、こんなことは、毎日起こっているから、あの子はきっと嫌だと思っているだろうというのがたくさんあります。

私は子ども達が、感覚的にああいうことはやめたほうが良いと、問題だと思っていることがここに出ていると思います。

こういう一言で言ったら、人権感覚が、子ども達にどれだけ育っているかということも見られるのではないかと思うんです。

その下に、困ったり、悩んだりしている生徒をなくすための主な考えとして、こんなふうにしたら、そういうことがなくなるんじゃないだろうかとか、先生に対して、担任の先生にこうして欲しいという相談内容は、やはり子どもの思いというか、そういったものが現れていると思います。

この辺りに小学校のこんなふうにしたらいいのではないかということが提出されているわけです。

私は両方見て、子ども達の周りを見ての問題だと思うことに気づいている方向というか、量とかそういったものは、結構健全な状態ではないかと思うんです。

こういうことが、あんまりここで書かれなくなると、あんなことは、普段いつも起こっているから、もういいやとか。私はそういったものとの関係ないから、別に無視するというか、目をそらす、そういうふうになってくると、どんどんいじめとか暴力が当たり前になっている雰囲気が出てくると思うんです。

だから、こういうことがあって問題だと思っている、こういう意見がたくさん出ているということはとても大事なことだと思います。先程あったようにそれを見て、特に今、自分の学校では、どういう状況が問題であるんだろうという、子ども達の意見から、教師がどういうふうに、分析して、どういうふうに指導していく必要があるのかということを見つけていくことができると思います。

今本当にいろんなテレビを見ても、どこそこで大体何人の人が殺されたとか、非常にひどい状況がたくさん子ども達の目の前にある中で、人権感覚が麻痺させられるような、そんな状況が、ひょっとしたらこれからもずっと続いていくのではないかと思うのです。

これまでのずっと平和な時代とは違って、身の回りでいろんな問題が起こったときに、子ども達がそれから逃げないように、あれがおかしいんだというふうに思って報道を見られるようになって欲しいと思います。こういう集計の中からも、子ども達の状況を掴んでもらって、道徳とか行事の中で、具体的に子ども達が身につけられるように、考えていくということをして欲しいと思っています。

るか知らないですが、おそらく、例えば家でお父さんがそういう表現を使われているのかもしれない。

これはどうなのか、そのことだけを取ったら、黙れと言ったのがいけないかどうかというのは、やっぱり判断の分かれるところだと思うんですが、相手の意見を力ではないですが、言葉をもって封じるということは、将来的なことを言えば、パワハラに繋がるとか、あるいは、もっといじめに繋がるとか、言い出せばきりがありませんが、小学生の段階で相手に対して黙れという言葉を使っていいと思ってしまう状態というのは、注意しないとイケないのではないかと思います。

ということでこの小学生の欄、中学生の欄も、よくよく読んでみると、くみ取れるものが多いなと思ひまして、この度ちょっとお話をさせていただきました。

教育長

他に、何かご意見はございませんか。

次は、協議事項(4)「令和6年度稲美町立小学校・中学校の就学通知者について」及び(5)「令和5年度稲美町立幼稚園・小学校・中学校の卒業(修了)者について」を事務局から説明願います。

前田課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、協議事項を終わります。

次は、日程第4、その他(1)「12月分問題行動件数について」を事務局から説明願います。

野邊課長 (説明内容省略)

瀧口課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

高田委員

長期欠席のところですが、ちょうど12月の定例教育委員会でも北谷教育長が、以前から中学校ではその他に分類されるところが少なく、中学校では少ないけど、小学校では多いですねという話をされたのを覚えていて、この度、ちょうど1年前のこの同じ資料を参照してみたのですが、そしたらこのその他は今現在は27となっております。昨年のちょうど1年前の、この会議で配布された資料は31でした。同じく中学校のその他の1は、去年は6でした。

全く教育長の言われる通りで、その他が多いです。

その他というのが少なければ、その他に分類せざるをえないような理由があるのかなと、納得はできるんですが、このその他が、病気でもない、不登校でもない。その他というのは、私が想像したのは、不登校とはっきりと分類するには、まだちょっと微妙な理由があるのかなあと。あるいは出席日数が少ない、欠席日数がそれほど多くないのかなという想像しかできなかったんですが、具体的に、そこら辺のその他に分類する理由というのは、一体どのような理由なのかというのを教えていただければと思います。

瀧口課長

まずその他なんです、フリースクールに行っている児童、また、インターナショナルスクールに行っている児童は、学校に登校していませんので、その他に入ってきます。

また、家の用事でお休みされる子が何人かいます、病気ではなくて、家庭の都合でというところでお休みされる子が入ってきます。

委員が言われるように、まだはっきりと不登校には入らないが、でももう行き渋りをしていたり、学校には元気に登校しているが、いろいろな面で欠席の多かったりする子が、その他の分類に入ってきます。

中学校のその他は、ゴルフの大会出場による欠席です。

高田委員

不登校となれば、不登校の子ども達に対する指導方法というのは、今ちゃんとやっておられるわけですからいいわけですが、そしたらその手前と言ったら何ですか。

教育長

これはやっぱり児童生徒の発達段階も関係していると思います。

こちらの病気というのは、体調が悪くてお医者さんに行っていますから、それはもう判断は簡単です。

不登校については、この不登校の数の報告も学校の見立てとして報告をいただいています。

その学校の見立ては、本人と話をし、学校ちょっと教室入りにくいか、学校行きにくいとか、あるいは保護者と連携を取る中で、不登校という表現がいいのかどうか、ちょっと言葉の問題はありますが、不登校という判断、それは中学生ぐらいになると、自分の気持ちをしっかり子ども達が伝えることができるので、それを聞く中で判断ができます。

小学校の1年生2年生になると、特に低学年の子は、自分の気持ちをしっかりと先生に、あるいは親に伝えることもちょっと難しい。そんな中で判断しかねる、いやあちょっと気になるけどなあという子が、ここに上がってきています。

後藤委員

28 ページの中学生の窃盗、万引きだとお聞きしたんですが、3年生で5名というのはちょっと人数的にも、時期的にも気になります。何かストレスで集団でやったのでしょうか。

教育長

小学生の方が万引きで、中学生の方が公園で5人で遊んでいて財布を拾ったんです。それで拾った財布を届けずに、それを自分たちで山分けしました。お小遣いを持たせていないのにお金を持っていたことを親御さんが気付いてくれました。

おかしいなと思って、問い詰めてくれて、それで実は拾った財布のお金をみんなで分けたんだ、それはだめだ、ということで、お金はもう返しているというか持ち主がわからないので、警察の方に届け出をしています。

後藤委員

わかりました。

教育長

実は家出の子も報告がありましたように、進路について行き先を勝手に親に決められた。話し合ってたんでしょ。それが嫌で、飛び出してしまったんですが、すぐに帰ってきた

そうです。親御さんは、それが心配になって、すぐに警察に相談したということです。

他に何かご意見はございませんか。

次は、(2)「令和5年度稲美町少年善行賞の受賞について」を事務局から説明願います。

野邊課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、以上で、本日の議事はすべて終了しました。

なお、次回定例教育委員会は、2月22日(木)ですので、よろしく願いいたします。

それでは、これで本日の会議を閉会といたします。

本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。